

株 主 各 位

東京都中央区晴海三丁目12番1号  
K D X 晴 海 ビ ル 9 F  
株 式 会 社 う る る  
代表取締役社長 星 知 也

## 第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、また株主の皆様へ、安心してご参加いただきたく、本総会は、2021年6月16日に施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の附則第3条第1項に基づき、場所の定めのない株主総会（以下「バーチャルオンリー株主総会」という）として開催いたします。本総会には、株主様が実際にご来場いただける会場がございませんので、別紙もしくは招集通知3頁以下の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認の上、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、是非ご活用ください。書面又はインターネットによって事前に議決権を行使される場合、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月27日（月曜日）午後7時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- 1. 日 時** 2022年6月28日（火曜日）午前10時  
※総会当日は、午後9時30分頃からログイン可能となる予定です。  
※通信障害等の発生により本総会を上記日程で開催することが困難となった場合には、予備日として2022年6月29日（水曜日）午前10時より開催いたします。予備日に開催することとした場合は、当社ウェブサイト  
(<https://www.uluru.biz/ir/>) において、あらためて日程等をご案内いたします。
- 2. 場 所** 本総会は場所の定めのない株主総会として開催いたします。  
※当社所定のウェブサイトを通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる当該ウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は、別紙もしくは招集通知3頁以下の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。  
※完全オンラインにて開催するため、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございません。

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第22期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第22期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件  
**第2号議案** 取締役8名選任の件

以上

- 
- ◎通信障害等により本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、上記記載の予備日である2022年6月29日（水曜日）午前10時より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかにインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.uluru.biz/ir/>）でお知らせしますので、別紙もしくは招集通知3頁以下の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」に従ってお手続きの上、本総会の延会又は継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
- ◎書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が本総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。本総会において議決権を行使されなかった場合は、書面又はインターネットにより事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。
- ◎書面とインターネットにより重複して事前に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱います。
- ◎インターネットにより複数回にわたり事前に議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ◎代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただくようお願いいたします。手続きの詳細につきましては、別紙もしくは招集通知3頁以下の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.uluru.biz/ir/>）に掲載させていただきます。
- ◎本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

## バーチャルオンリー株主総会の運営について

本総会は、インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』です。株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、以下のご案内をご参照いただきオンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。

### 1. バーチャルオンリー株主総会に当日出席する株主様

(1)開催日時：2022年6月28日（火曜日）午前10時

※ 通信障害等の発生により本総会を上記日程で開催することが困難となった場合には予備日として2022年6月29日（水曜日）午前10時より開催いたします。予備日に開催することとした場合は当社ウェブサイト (<https://www.uluru.biz/ir/>) において改めて日程等をご案内いたします。

(2)アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/uluru-22>



①上記のURLをご入力いただくか、二次元コードを読み込みアクセスしてください。

②接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号」及び「ご所有株式数」を画面表示にしたがって入力しログインしてください。

※その他ご不明点に関しては下記URLよりヘルプページをご参照ください。  
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/>

(3)当日の議決権行使の方法、

ログイン後、議長の指示にしたがって「決議」タブより賛否をご入力ください。

#### (4) 当日の質問方法

ログイン後、議長の指示に従ってライブ配信閲覧画面下部の「質問する」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、ご質問はお一人様につき、3問まで、文字数は150文字までとさせていただきます。

#### (5) 動議の提出方法

動議をご提出される場合には、議長の指示に従って、画面下の「動議」ボタン内から動議の種類を選択しご入力をお願いいたします。

#### (6) 事前質問の方法

以下の期間で事前質問をお受けいたしますので「(2) アクセス方法」にしたがってログインし、「質問」タブより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

受付期間：2022年6月10日（金）午後7時～2022年6月24日（金）午後7時

※受付期間終了後にお送りされたご意見・コメント等にはお答えできかねます。

※すべての事前質問にご回答することが難しい場合、株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項を中心に総会当日にご回答させていただく予定です。

## 2. 当日出席しない株主様

### (1) 議決権の事前行使方法

#### ① 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返信ください。

行使期限：2022年6月27日（月曜日）午後7時到着分まで

※ 議決権行使書を投函する前に、「株主番号」「株主様の郵便番号」及び「ご所有株式数」を、必ずお手元にお控えください。

#### ② インターネットによる議決権行使

6ページの「インターネットによる事前の議決権行使について」をご覧ください。

### (2) 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として議決権を行使することができます。ご希望の株主様は株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面(委任状)のご提出が必要となります。以下の提出先までご送付ください。

<代理人に関する書類の提出先>

〒150-0044 東京都渋谷区円山町3-6 E・スペースタワー12F  
コインチェック株式会社Sharely事業部 うるる株主総会担当者宛

<ご提出期限>

2022年6月27日（月曜日）午後7時 必着

### (3) 事前質問の方法

4頁「1. (6)事前質問の方法」をご参照ください。

## 3. ログイン方法・代理人による議決権行使等に関するお問い合わせ先

・電話番号：03-6416-5286

（コインチェック株式会社 Sharely事業部 うるる株主総会担当者）

・事前受付日時：2022年6月13日（月）～2022年6月27日（月）※平日のみ

午前10時～午後5時

・当日受付日時：2022年6月28日（火）

午前9時～株主総会終結の時まで

以上

### 注意事項

- 進行の都合やご質問内容によりすべてのご質問にお答えできない場合がございます。
- 通信障害等への対策として、主回線に加え、予備回線を用意するほか、本総会の冒頭にて通信障害等が発生した場合における延期又は続行の決議を行うことを予定し、また、予備日を設定する方針としております。
- バーチャルオンリー株主総会へのご出席が容易となるよう、スマートフォン端末からも利用可能な専用ウェブサイトを用意し、その利便性を高めるよう努めておりますが、同ウェブサイトからのご出席が困難な株主様には、書面による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。
- 視聴される株主様の通信環境の影響によりライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性があります。
- 株主総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や、SNSなど公開での上映、転載・複製・録画・録音及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- 本総会当日のライブ配信のための撮影は、議長及び当社役員のみとなっております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトを確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

# インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

**バーチャル株主総会での当日ならびに事前議決権行使**

- 以下のURLあるいはQRコードからバーチャル株主総会のログイン画面へアクセスしてください。

<https://web.sharely.app/login/uluru-22>


- お手持ちの議決権行使書をご参考の上、ログイン画面にて必要な情報を入力しログインしてください。

株主番号  
例) 012345678

郵便番号  
例) 150-0044

所有株式数  
例) 1000

ログイン

所有株式数  
議決権行使書  
議決権の数とは1票となります。

お 願 い

1. 当株主総会にご出席の際は、議決権行使所用紙を必ず携帯してください。  
2. 当日ご出席がない場合は、議決権行使小冊紙を事前に郵送していただくか、お手持ちの議決権行使書をご参照ください。  
3. 電子写し等において、議決権の一部の欄につき空白欄を有する場合は、株主総会参加資格の有無を必ずご確認ください。

株主番号  
株主番号
- セキュリティおよび株主様の保護のためキャプチャ認証がございます。表示された9つの写真から適切なものを選び、確認してください。


- 以下の画面が表示されましたら配信画面上部にある決議タブより、議決権行使が出来ます。


- 事前受付期間ならびに総会当日における議長からアナウンスされた議決権行使の受付時間内において、議案ごとに賛成、反対、棄権を行使することが出来ます。

発表 質問一覧 決議

第1号議案 定款一部変更の件

賛成  反対  棄権

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 全て賛成

宮沢賢治

賛成  反対  棄権

夏目漱石

賛成  反対  棄権

送信する

(添付書類)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月1日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月1日)	前年 同期比
売上高	3,219百万円	4,029百万円	25.1%
EBITDA	185百万円	△164百万円	—
営業利益又は営業損失(△)	135百万円	△241百万円	—
経常利益又は経常損失(△)	148百万円	△251百万円	—
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	42百万円	△64百万円	—

平成30年版「情報通信白書」によると、日本の生産年齢人口は2017年から2040年にかけて約1,600万人減少することが推計されており、労働力不足による経済規模の縮小、国際競争力の低下といった社会的・経済的な課題が深刻化することが危惧されております。そのような状況の中、当社グループはこれまで様々な領域において労働力の代替ソリューションとなる事業をSaaSを中心に複数展開してまいりました。

2022年4月には、コーポレートビジョンを「労働力不足を解決し 人と企業を豊かに」へと刷新し、今後は「労働力不足解決のリーディングカンパニー」を目指し、上記社会課題の解決に一層向き合っております。

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場 2020年版」によると、国内SaaS市場規模は、2019年度において6,016億円となっており、2024年度には11,178億円に達すると予測されております。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による不透明な事業環境が継続いたしました。当社グループは、2019年5月14日に開示し、2021年5月14日に数値目標を修正した中期経営計画（2020年3月期～2024年3月期）に基づき、各種施策に継続的に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は4,029,292千円（前期比25.1%増）、EBITDA（営業利益＋減価償却費＋のれん償却額（以下同様））は△164,280千円（前期は185,843千円）、営業損失は241,449千円（前期は135,327千円の営業利益）、経常損失は251,790千円（前期は148,271千円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は64,401千円（前期は42,195千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

2021年5月14日に開示した当初業績予想との対比は以下のとおりです。

	当連結会計年度 (当初業績予想)	当連結会計年度 (実績)	当初業績 予想比
売上高	3,900百万円	4,029百万円	103.3%
EBITDA	△250百万円	△164百万円	-
営業損失（△）	△340百万円	△241百万円	-
経常損失（△）	△340百万円	△251百万円	-
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△380百万円	△64百万円	-

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。収益認識会計基準等の適用が財政状態及び経営成績に与える影響の詳細については、「連結注記表 2. 会計方針の変更に関する注記」をご参照ください。

事業区分別 売上高	第21期 (2021年3月期) (前連結会計年度)		第22期 (2022年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
CGS事業 NJSS	1,645 百万円	51.1%	1,997 百万円	49.6%	352百万円	21.4%
CGS事業 fondesk	280 百万円	8.7%	454 百万円	11.3%	174百万円	62.3%
CGS事業 フォト	267 百万円	8.3%	465 百万円	11.5%	197百万円	73.8%
CGS事業 その他	9 百万円	0.3%	－ 百万円	－%	△9百万円	－%
BPO事業	986 百万円	30.6%	1,081 百万円	26.8%	95百万円	9.6%
クラウド ソーシング事業	30 百万円	1.0%	30 百万円	0.7%	0百万円	△2.9%
合計	3,219 百万円	100.0%	4,029 百万円	100.0%	809百万円	25.1%

## イ. CGS事業 NJSS

CGS事業の主力SaaSである「NJSS」については、「ARPU(一件当たり日割り売上高)と有料契約件数の最適化を図ることで将来に渡る売上高を拡大する」という方針に基づき各種施策を展開した結果、ARPUは1,213円と前連結会計年度から微減いたしました。また、有料契約件数は営業プロセスの最適化などの効果で解約数を抑えつつ新規契約を着実に獲得することができたことから、2022年3月末時点で4,704件と、2021年3月末比744件増加いたしました。

また、カスタマーサクセスの強化により、有料契約件数をベースにした12ヶ月平均の解約率は1.5%(同2021年3月末1.7%)と前連結会計年度から改善し、ARR(年間経常収益)も20億円に到達いたしました。

この結果、当連結会計年度におけるCGS事業 NJSSの売上高は1,997,792千円(前期比21.4%増)となり、セグメントEBITDAは703,278千円(前期比6.0%減)、セグメント利益は696,032千円(前期比6.3%減)となりました。

NJSS KPI	前連結会計年度				当連結会計年度			
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
有料契約件数	3,395	3,571	3,749	3,960	4,139	4,388	4,480	4,704
ARPU(円)	1,187	1,206	1,220	1,223	1,226	1,199	1,232	1,213
解約率(%)	2.0	2.0	1.9	1.7	1.6	1.5	1.5	1.5
LTV(千円)	1,594	1,695	1,748	1,917	2,153	2,229	2,337	2,220
ARR(百万円)	1,467	1,585	1,684	1,744	1,848	1,936	2,032	2,055

(注) 1. ARPU: 有料契約一件当たりの日割り売上高。

2. 解約率: 前月末有料契約件数に対する当月解約数の割合。上表は12か月平均の数値。

3. LTV: 「顧客生涯価値」。ARPU×1/解約率×粗利率90%で算出。

4. ARR: 「年間経常収益」。各四半期サブスクリプション売上高に4を乗じて算出。

## ロ. CGS事業 fondesk

CGS事業におけるSaaSである「fondesk」は、マーケティング施策の実施など成長投資を行ったことによりコストが増加いたしました。また、新型コロナウイルスの影響によるリモートワークの社会浸透に伴いバックオフィス業務のDX化を支援するサービスの一つとしての認知をさらに拡大させ着実に需要を取り込んだことで、2022年3月末時点で有料契約件数が3,315件(2021年3月末比1,085件増加)と成長いたしました。また、UI・UX改善のためのシステム改修を行うなどユーザー利便性向上を図った結果、有料契約件数をベースにした12ヶ月平均の解約率は1.6%(同2021年3月末2.9%)と前連結会計年度から改善いたしました。

この結果、当連結会計年度におけるCGS事業 fondeskの売上高は454,669千円(前期比62.3%増)となり、セグメントEBITDAは△73,437千円(前期は△57,856千円)、セグメント損失は74,019千円(前期は58,258千円の損失)となりました。

fondesk KPI	前連結会計年度				当連結会計年度			
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
有料契約件数	1,017	1,540	1,897	2,230	2,552	2,814	3,105	3,315
ARPU(円)	13,582	13,456	13,840	14,396	13,361	13,074	12,920	12,230
解約率(%)	3.2	2.9	2.8	2.9	2.5	2.0	1.9	1.6
ARR(百万円)	-	-	-	-	-	-	481	486

(注) 1. ARPU: 有料契約一件当たりの月割り売上高。

2. 解約率: 前月末有料契約件数に対する当月解約数の割合。上表は12か月平均の数値。

3. ARR: 「年間経常収益」。各四半期サブスクリプション売上高と各四半期リカーリング売上高の合計に4を乗じて算出売上高に4を乗じて算出。

#### ハ. CGS事業 フォト

CGS事業におけるSaaSである「えんフォト」は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、新規契約園獲得のための対面営業活動が制限されたものの、電話・メール・ビデオ会議システムを活用しながら着実に契約園数を伸ばすことができました。また、2020年12月に完全子会社化した出張撮影マッチングサービス「OurPhoto(アワーフォト)」を運営するOurPhoto株式会社とのシナジー創出等に注力しつつ、2021年8月には園の写真購入時にプライベート写真も一緒に現像が可能な「いっしょにプリント(β)」を、2021年11月には保護者が購入した写真を祖父母や親族なども手軽に購入することができる「祖父母購入機能」をリリースするなどサービス成長やユーザー利便性向上のための施策を着実に実施いたしました。

この結果、当連結会計年度におけるCGS事業 フォトの売上高は465,072千円(前期比73.8%増)となり、セグメントEBITDAは△219,286千円(前期は△105,824千円)、セグメント損失は250,396千円(前期は114,508千円の損失)となりました。

フォト KPI	前連結会計年度				当連結会計年度			
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
えんフォト契約園数	2,547	2,639	2,717	2,922	3,072	3,207	3,318	3,662
園当たり売上高(円)	-	16,158	26,398	32,282	-	23,517	28,711	32,347
ARR(百万円)	-	-	-	-	-	-	381	473

(注) ARR: 「年間経常収益」。各四半期リカーリング売上高に4を乗じて算出。

## ニ. BPO事業

BPO事業におきましては、新型コロナウイルスの影響によるリモートワークの社会浸透を背景とする紙の電子化需要により引き合いが好調に推移いたしました。また、SaaS型自動化サービス「eas(イース/Entry Automation System)」においてマーケティング施策を実施するなど成長投資を行った結果、コストは増加いたしました。

この結果、当連結会計年度におけるBPO事業の売上高は1,081,690千円(前期比9.6%増)となり、セグメントEBITDAは48,019千円(前期比65.3%減)、セグメント利益は17,977千円(前期比83.9%減)となりました。

## ホ. クラウドソーシング事業

クラウドソーシング事業におきましては、「シュフティ」に登録されているクラウドワーカー数は2022年3月末時点で約44万人となっておりますが、CGSにリソースを供給するためのプラットフォームとして、ユーザー利便性向上のためのサービス改修や安定的運営のためのカスタマーサポート改善に継続的に取り組んでおります。また、前連結会計年度の後半に全社的なリソース最適化の観点で行った所属人員の他部署への異動等により、コストが減少いたしました。

この結果、当連結会計年度におけるクラウドソーシング事業の売上高は30,068千円(前期比2.9%減)となり、セグメントEBITDAは△30,123千円(前期は△69,789千円)、セグメント損失は30,604千円(前期は70,655千円の損失)となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は68,090千円となっております。主なものといたしましては、東京本社の人員増加に伴う工具、器具及び備品(PC等)25,982千円、NJSSのプロダクトフルリニューアルにかかるソフトウェア17,698千円、徳島センターにおける工具、器具及び備品(PC、スキャナー、サーバー等)11,637千円、BPO事業でのeas開発における、ソフトウェア11,740千円があります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度末における当社グループの保有する現金及び預金は2,805,136千円、有利子負債控除後のネットキャッシュの金額は2,724,446千円となっており、手元流動性に懸念ないことから、当連結会計年度においては資金調達を実施いたしませんでした。

## (2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第19期 (2019年3月期)	第20期 (2020年3月期)	第21期 (2021年3月期)	第22期 (2022年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (千円)	2,243,459	2,480,493	3,219,978	4,029,292
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	428,523	△190,918	148,271	△251,790
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	257,828	△207,368	42,195	△64,401
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	79.05	△61.48	12.33	△9.37
総資産 (千円)	3,519,759	3,612,880	4,198,444	4,338,488
純資産 (千円)	2,204,311	2,154,528	2,208,439	2,128,385
1株当たり純資産額 (円)	671.90	630.37	644.73	308.12

(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社うるるBPO	60,000千円	100.0%	BPO事業
OurPhoto株式会社	13,879千円	100.0%	CGS事業 フォト

### ③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは短期的な利益追求ではなく、積極的な投資の実行により更なる成長を図るため、2019年5月14日に発表、2021年5月14日に修正した5カ年(2020年3月期～2024年3月期)の中期経営計画のもと各種施策に注力してまいりました。結果、当連結会計年度までにおいては当社の想定を上回る売上高成長を果たすことができていると考えております。今後も売上高成長の加速化と中期経営計画5年目となる2024年3月期のEBITDA目標1,500百万円達成の両立を実現するためには以下の課題に対処しなければならないと考えております。

① NJSSのSaaS事業としての更なる成長

当連結会計年度では中期経営計画に基づく各種施策に取り組んだ結果、順調にサービスを成長させることができました。今後NJSSをSaaS事業としてさらに成長させいくためには「ARPU(一件当たり日割り売上高)と有料契約件数の最適化を図ることで将来に渡る売上高を拡大する」という方針のもと有料契約件数増加トレンドの継続・チャーンレートの更なる抑制・プロダクトへの機能追加等によるアップセルの強化等の施策を展開するなどして事業価値を向上させていきたいと考えております。

② 新たな柱となるCGS事業の成長促進

当連結会計年度においてはNJSS以外のCGS事業「fondesk」・「えんフォト」は、いずれも大きく成長いたしました。依然としてNJSSが売上高の約半分及び利益の大半を占める状況が続いており、当社グループの更なる成長にはNJSSに次ぐ新たな柱となるサービスが必要であると考えております。2023年3月期においては、「fondesk」におけるマーケティング施策の継続展開や「えんフォト」におけるサービス成長・ユーザー利便性向上のためのシステム開発並びに「OurPhoto」とのシナジー創出等を進めることによって、これらの事業の成長を図る次第です。

③ BPO事業の継続成長と「eas」による成長加速

当連結会計年度においてBPO事業はDX需要の高まりに伴い大きく成長いたしました。2023年3月期においても強固な施工体制を維持し続け継続的・安定的にスキャン需要に対応し続ける必要があると考えております。また、AI-OCRと人力を掛け合わせた新たなSaaS型データ自動化サービスである「eas(Entry Automation System)」の拡販も引き続き進めることで事業成長を加速させていきたいと考えております。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
CGS事業 NJSS	クラウドワーカーを活用した官公庁等の入札情報速報サービス「NJSS」の提供
CGS事業 fondesk	クラウドワーカーを活用した電話受付代行サービス「fondesk」の提供
CGS事業 フォト	幼稚園・保育園向け写真販売管理システム「えんフォト」と出張撮影マッチングサービス「OurPhoto」の提供
CGS事業 その他	「NJSS」「えんフォト」「fondesk」「OurPhoto」以外の事業の運営
BPO事業	データ入力・スキャニング、システム開発受託、電子化総合アウトソーシング、メーリングサービス、キャンペーン事務局代行等の総合型アウトソーシング受託業務の提供
クラウドソーシング事業	業務を発注したいクライアントとクラウドワーカーをマッチングするプラットフォーム「シュフティ」の提供

## (6) 主要な営業所等 (2022年3月31日現在)

### ① 当社

本 社	東京都中央区
-----	--------

### ② 子会社

株式会社うるるBPO	本社 (東京都中央区)、徳島センター (徳島県小松島市)
OurPhoto株式会社	本社 (東京都中央区)

## (7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
CGS事業 NJSS	84 (19)名	23名増 (6名増)
CGS事業 fondesk	11 (2)名	1名増 (2名増)
CGS事業 フォト	29 (2)名	9名増 (1名増)
CGS事業 その他	— (—)名	—名 (—)
BPO事業	30 (87)名	2名増 (28名増)
クラウドソーシング事業	6 (1)名	—名 (1名増)
報告セグメント計	160 (111)名	35名増 (38名増)
全社 (共通)	23 (7)名	3名増 (3名増)
合 計	183 (118)名	38名増 (41名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) と記載している使用人数は財務経理部、人事部、業務推進・管理部、ブランド戦略部、内部監査室、情報システムチーム及び未来創造チームに所属しているものです。
3. 全社の使用人数が前期と比べて38名増加したのは、中期経営計画達成に向けた人員体制の強化によるものであります。BPO事業における臨時雇用者が前期と比べて28名増加したのはスキャン案件の受注好調に基づく増員によるものです。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
148 (31) 名	33名増 (14名増)	33.1歳	3.5年

- (注) 1. 使用人数は就業員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前期と比べて33名増加したのは中期経営計画達成に向けた人員体制の強化によるものです。

## (8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	40,000千円
株式会社みずほ銀行	39,160千円
株式会社日本政策金融公庫	1,530千円

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 11,199,200株

② 発行済株式の総数 6,908,000株

注) 1. 2021年10月1日付で1株につき2株の割合をもって株式分割を行ったことにより、当事業年度中に3,451,000株増加しております。

2. 新株予約権の権利行使により、当事業年度中に31,500株増加しております。

③ 株主数 1,063名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
星 知也	1,309,400株	18.95%
株式会社エアーズロック	660,000	9.55
光通信株式会社	512,900	7.42
桶山 雄平	429,100	6.21
引字 圭祐	380,800	5.51
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	341,100	4.93
五味 大輔	321,000	4.64
長屋 洋介	208,000	3.01
日本生命保険相互会社	190,000	2.75
小林 伸輔	184,200	2.66

(注) 持株比率は自己株式 (256株) を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 4 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2016年3月17日
新 株 予 約 権 の 数		20個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 4,000株 (新株予約権1個につき200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新 株 予 約 権 1 個 当 た り 87,000円(1株当たり435円)
権 利 行 使 期 間		2018年3月18日から2026年2月17日まで
行 使 の 条 件		(注) 2・3
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 ( 社 外 取 締 役 を 除 く )	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 1000株 保有者数 1名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

- (注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。  
 2. 2016年8月25日付で1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。  
 3. 2021年10月1日付で1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。  
 4. 第4回新株予約権において取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
 該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	星 知 也	
取締役副社長	桶 山 雄 平	株式会社うるるBPO 代表取締役社長
取締役	長 屋 洋 介	IT戦略・リスク管理担当役員
取締役	小 林 伸 輔	ブランド戦略担当役員
取締役	近 藤 浩 計	取締役財務経理担当役員 OurPhoto株式会社 取締役 株式会社リクシス 社外監査役
取締役	渡 邊 貴 彦	Govtech事業(NJSS事業含む)担当役員
取締役	市 川 貴 弘	バリュー・フィールド株式会社 代表取締役 市川貴弘行政書士事務所 代表 ファン・バリュー株式会社 代表取締役 税理士法人市川会計 代表社員 オーマイグラス株式会社 社外監査役 株式会社StardustCommunications 社外監査役 株式会社TOKIUM 社外監査役 株式会社FABRIC TOKYO 社外監査役
取締役	松 岡 剛 志	株式会社レクター 代表取締役 一般社団法人日本CTO協会 代表理事
常勤監査役	鈴 木 秀 和	株式会社AIメディカルサービス 取締役監査等委員 株式会社アルト 社外取締役 GRASグループ株式会社 社外監査役
監査役	鈴 木 規 央	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士・公認会計士 株式会社トリプルアイズ 社外監査役 株式会社Linc'well 監査役 株式会社PJ Dream 監査役
監査役	柳 澤 美 佳	—

- (注) 1. 取締役市川貴弘氏及び取締役松岡剛志氏は、社外取締役であります。
2. 監査役鈴木規央氏及び監査役柳澤美佳氏は、社外監査役であります。
3. 取締役市川貴弘氏は、税理士として税務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役松岡剛志氏は、インターネットを利用したサービス分野における豊富な経験と幅広い見識を有しております。
5. 2021年6月28日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって、松永昌之氏は監査役を辞任いたしました。
6. 監査役鈴木規央氏は、弁護士及び公認会計士として、法務及び財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役柳澤美佳氏は、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しております。
8. 当社は、社外取締役市川貴弘氏及び社外取締役松岡剛志氏、社外監査役鈴木規央氏及び社外監査役柳澤美佳氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金2,000万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を定めており、その概要は以下のとおりです。

当社の役員報酬は、固定報酬に加え、取締役(社外取締役を除く)、を対象とした3種類の株式報酬、具体的には、非業績連動型のi勤務条件型譲渡制限付株式報酬、業績連動型のii中期業績連動型譲渡制限付株式報酬、iii長期業績条件型譲渡制限付株式報酬、により構成されています。なお、株式報酬はi~iiiいずれも、所定の指標又は条件を満たした場合に譲渡制限を解除することとしております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の固定報酬の額は、2018年6月27日開催の第18回定時株主総会で年額2億円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は2名)です。また、当該固定報酬とは別枠で、2019年6月26日開催の第19回定時株主総会において、株式報酬である非業績連動型のi勤務条件型譲渡制限付株式報酬の額を年額56百万円以内、業績連動型のii中期業績連動型譲渡制限付株式報酬を2020年3月期事業年度から2022年3月期事業年度までの3事業年度に関し68百万円以内、iii長期業績条件型譲渡制限付株式報酬を2020年3月期事業年度から2024年3月期事業年度までの5事業年度に関し、124百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く。)の員数は6名です。

監査役の金銭報酬の額は、2014年12月11日開催の第14回定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

#### ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役星知也が取締役の個人別の固定報酬の額の具体的内容を決定しております。権限の内容は2018年6月27日開催の第18回定時株主総会で決議された年額2億円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は除く。）の範囲内で各役員報酬等の額を決定することができるというものです。

当該権限を委任した理由は、被委任者が代表取締役という立場で全社を俯瞰的に見ることが可能であることから、各役員職務と責任及び実績・成果等に対し公正な報酬等の額を決定することができると考えたためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、取締役会において代表取締役から「取締役の報酬金額に関する決定書」により決定金額にかかる報告を受け、疑義が生じた場合は議論を行うことができる体制を構築する等の措置を講じており、当該体制のもと取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、固定報酬以外の株式報酬の各取締役への具体的な配分については取締役会において決定することとしております。

#### ニ. 業績連動報酬等に関する事項

取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して業績連動型の譲渡制限付株式報酬を支給しており、所定の指標又は条件を満たした場合に譲渡制限を解除することとしております。

株式報酬の指標は、ii 中期業績連動型譲渡制限付株式報酬においては、3年間以上の取締役在任に加え2022年3月期事業年度連結売上高33億円以上の達成、iii 長期業績条件型譲渡制限付株式報酬においては、5年間以上の取締役在任に加え2024年3月期事業年度連結EBITDA15億円以上（連結EBITDA=連結営業利益+連結減価償却費+連結のれん償却額）の達成としております。

当該業績指標を選定した理由は中期経営計画の達成に向けたインセンティブを付与するという観点から、適切な指標又は条件であると判断したためです。

報酬の額はii 中期業績連動型譲渡制限付株式報酬が2020年3月期事業年度から2022年3月期事業年度までの3事業年度に関し68百万円以内、iii 長期業績条件型譲渡制限付株式報酬が2020年3月期事業年度から2024年3月期事業年度までの5事業年度に関し、124百万円以内です。

なお、当事業年度を含む連結売上高及び連結EBITDAの推移は1. (1)①事業の経過及び成果に記載のとおりです。

ホ. 非金銭報酬等の内容

取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して非業績連動型の勤務条件型譲渡制限付き株式報酬及び業績連動型の譲渡制限付株式報酬を支給しており、いずれも所定の指標又は条件を満たした場合に譲渡制限を解除することとしております。

勤務条件型譲渡制限付株式報酬の指標は、3年間以上の取締役在任としております。業績連動型譲渡制限付株式報酬の指標は、ii 中期業績連動型譲渡制限付株式報酬においては、3年間以上の取締役在任に加え2022年3月期事業年度連結売上高33億円以上の達成、iii 長期業績条件型譲渡制限付株式報酬においては、5年間以上の取締役在任に加え2024年3月期事業年度連結EBITDA15億円以上（連結EBITDA=連結営業利益+連結減価償却費+連結のれん償却額）の達成としております。

当該業績指標を選定した理由は中期経営計画の達成に向けたインセンティブを付与するという観点から、適切な指標又は条件であると判断したためです。

非業績連動型の勤務条件型譲渡制限付株式報酬の額は年額56百万円以内、業績連動型のii 中期業績連動型譲渡制限付株式報酬は2020年3月期事業年度から2022年3月期事業年度までの3事業年度に関し68百万円以内、iii 長期業績条件型譲渡制限付株式報酬は2020年3月期事業年度から2024年3月期事業年度までの5事業年度に関し、124百万円以内です。

なお、当事業年度を含む連結売上高及び連結EBITDAの推移は1. (1)①事業の経過及び成果に記載のとおりです。

当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数	
		固定報酬	勤務条件型譲 渡制限付株式 報酬	中期業績条件 型譲渡制限付 株式報酬		長期業績条件 型譲渡制限付 株式報酬
取締役 (うち社外取締役)	132,909 (10,200)	106,843 (10,200)	6,641 (-)	9,606 (-)	9,817 (-)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	9,300 (3,300)	9,300 (3,300)	-	-	-	4 (3)

(注) 上表の報酬等の額以外に取締役1名に対して子会社である株式会社うるるBP0において当事業年度に係る報酬等の額18,136千円（譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額7,766千円を含む）が計上されております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役市川貴弘氏は、バリュー・フィールド株式会社の代表取締役、市川貴弘行政書士事務所の代表、ファン・バリュー株式会社の代表取締役、税理士法人市川会計の代表社員、オーマイグラス株式会社の社外監査役、株式会社Stardust Communicationsの社外監査役、株式会社TOKIUMの社外監査役及び株式会社FABRIC TOKYOの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役松岡剛志氏は、株式会社レクターの代表取締役、一般社団法人日本CTO協会代表理事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役鈴木規央氏は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業の弁護士・公認会計士、株式会社トリプルアイズの社外監査役、株式会社Linc'well 監査役及び株式会社PJ Dream 監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役柳澤美佳氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 市川 貴 弘	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会において、主に税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、専門的知見から適宜発言を行っております。
取締役 松 岡 剛 志	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、専門的知見から適宜発言を行っております。
監査役 鈴 木 規 央	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会15回のうち15回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士及び公認会計士としての豊富な経験を通じて培った専門的知見から適宜発言を行っております。
監査役 柳 澤 美 佳	2021年6月の監査役就任以降に開催された取締役会11回のうち11回、監査役会10回のうち10回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての豊富な経験を通じて培った専門的知見から適宜発言を行っております。

ハ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役市川貴弘氏は、長年、税理士やコンサルタントとして活躍した経歴を持ち財務や税務に関する知識や経験を有しております。同氏は社外取締役として業務執行者から独立した客観的な立場から取締役会をはじめとする各種会議体に出席し、主に税理士としての専門的な知見から経営に関する客観的かつ適切な助言を発するなど当社の継続的な成長に寄与する取り組みを行っております。
- ・取締役松岡剛志氏は、長年、インターネットを利用したサービス分野で活躍した経歴を持ち、同分野における豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏は社外取締役として業務執行者から独立した客観的な立場から取締役会をはじめとする各種会議体に出席し、主に経営者としての専門的な知見から経営に関する客観的かつ適切な助言を発するなど当社の継続的な成長に寄与する取り組みを行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 当社は2022年4月に刷新したコーポレートビジョン「労働力不足を解決し人と企業を豊かに」の実現のために法令及び定款を遵守して事業を推進いたします。
  - b. 当社は、役員及び従業員が法令及び定款を遵守して業務を行うために必要となる各種社内規程を整備し、周知のために社内研修を実施し、社内規程に則した業務遂行の徹底に努めてまいります。
  - c. 当社は、事業の発展の前提としてコンプライアンスが最優先事項であると位置づけ、その基本原則を定めた「コンプライアンス規程」を制定し、これを全社的に実践することで、すべての役員及び従業員に対して法令遵守を義務付けます。
  - d. 当社の役員又は従業員が当社内において法令又は定款、その他社内規程に反する行為を発見した場合には、代表取締役、取締役、人事部責任者又は内部通報窓口である法律専門家のいずれかに直接通報するものとし、早期に把握と対応が可能な体制を構築しております。なお、通報者の匿名性の確保、その他当該通報を行うことによって通報者に不利益が及ばないように保護される制度としております。
  - e. 代表取締役によって指名された内部監査室長は、当社各部門を監査して法令及び定款の遵守について確認を行い、内部監査の結果を代表取締役に報告いたします。
  - f. 財務報告の適正性を確保するために、経理及び決算業務に関する規程の制定のほか、財務報告の適正性に係る内部統制を整備し、運用を行います。また、毎期これらの状況を評価し、不備の有無を確認し必要な改善を図ってまいります。
  - g. 当社は反社会的勢力との関係は一切持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度でこれに抵抗いたします。すべての役員及び従業員は、当社の定める反社会的勢力対応規程やマニュアルに基づき反社会的勢力の排除に向けて行動いたします。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役会議事録、取締役が職務の執行において意思決定を行った稟議書等の記録文書（電磁的記録を含む）、その他重要な情報の保存は、法令及び「文書管理規程」に基づき適正に保存いたします。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 当社の事業を取り巻く損失の危険（リスク）の把握と対応のために「リスク管理規程」を整備し、顕在化したリスクあるいは潜在的なリスクに対して対応を検討します。
  - b. 各部門においては日常的に自部門に係るリスクの把握に努め、当該リスク情報は毎月開催する部長会での部門責任者による報告を通じて社内を共有を図り、必要な対応を講じます。重要なリスクについては取締役会において対策を協議し、適時、実効性のある対策及び再発防止策を実行いたします。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 毎月取締役会を開催し、また必要な場合には臨時取締役会を開催し、事業運営上の重要な事案について迅速に意思決定を行います。
  - b. 業務意思決定に関する権限を「職務権限規程」に基づいて各職位に適切に付与し、効率的な業務執行を行います。
  - c. 毎月、取締役及び各部門責任者が出席する部長会を開催して各部門の業務執行状況の情報報告を行い、取締役の職務執行に必要な情報の集中を図ります。その他、日常的な業務報告についても社内共有を行うための手段を構築します。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行います。
  - b. 当社は、当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、各子会社について、取締役及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行います。
  - c. 当社グループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために必要ときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の取締役会への付議を行います。
  - d. 主管部門は、主管する子会社がその業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導及び支援します。

- e. 内部監査室は、業務の適正性に関する子会社の監査を行います。
  - f. 監査役は、業務の適正性に関する子会社の監査を行います。
  - g. 当社は、当社グループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化を図ります。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役の要請内容に応じて取締役が人選を行い、監査役による同意をもって適切な人員を配置いたします。
  - b. 監査役職務の補助者は、当該補助業務に関しては取締役から独立性を有するものとし、人事評価や異動、処分を行う際には、必要に応じて監査役の同意を要するものとし、
  - c. 監査役から補助業務に係る指示が行われた場合、当該補助者は当該職務に関して取締役その他従業員からは指示を受けないものとし、監査役及び監査役会からの指示のみに服するものとし、
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。また、取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、又は法令や定款に違反する重大な事実を発見した場合、速やかに監査役会へ報告することとしております。これらの報告をした者に対し、監査役への報告を理由として不利益な処遇をすることは一切行いません。
- ⑧ 監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は取締役会に毎回出席し、議事に対して必要な意見を述べるほか、取締役の職務執行の報告を受け、適宜質問を行います。
  - b. 当社各部門の業務状況について日常的な部門監査を通じて確認するほか、内部監査室長からの報告受領、また監査法人から会計監査についての報告を受け必要な意見交換を適宜行い監査の実効性を確保します。
  - c. 各監査役は毎月定期的に、また必要に応じて随時会議を行い、決議すべき事項の決定のほか、それぞれの監査役監査の状況について報告し、問題点の有無や重点監査項目の検討等を行うことで、監査の実効性及び効率性の向上を図ります。
  - d. 監査役又は監査役会がその職務の執行のために必要となる費用又は債務を、前払い又は精算等により当社に請求した際には、当該請求が職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き速やかにこれを処理するものとし、

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ① リスク管理及びコンプライアンス体制について

- ・当社では、リスク管理体制として、サービスの品質、情報セキュリティ、労務その他法令遵守など事業活動上のリスクについて、リスク管理を行っております。リスク管理体制については、役員及び各部門長が日常業務を通じて潜在リスクの有無を想定、また、顕在化しているリスクについてはこの影響を分析し、取締役会、部長会において必要な対応策を検討するという体制となっております。また、内部監査室長が相互に相手の業務の遂行状況を確認する内部監査において、リスク把握の状況及び対応の妥当性について確認しております。また、必要に応じて顧問弁護士に相談、確認するなど行っております。
- ・当社では、取締役会が全社的・総括的なリスク管理の報告、対応策等の検討の場と位置づけております。また、業務上のリスクについては、各部門長がその責任者として、日常の業務活動におけるリスク管理を行い、部長会において情報共有するとともに、不測の事態が発生した場合には、取締役会に報告することになっております。また、情報管理体制として、「情報管理規程」を制定し、最高情報セキュリティ責任者（CISO）を情報セキュリティ担当役員とし、必要に応じて各部門に情報管理者を設置し管理・運営を行っております。
- ・個人情報保護の体制として「個人情報保護方針」、「ISMSマニュアル」、「特定個人情報保護規程」を制定し、個人情報保護体制の整備・運営を行っております。

### ② 取締役の職務の執行について

- ・取締役会は17回開催し、取締役8名（うち、社外取締役2名）で構成されており、取締役会には取締役及び監査役が出席して、各取締役から業務執行状況及び業務管理状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・報告・決議を行っております。
- ・社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っております。

③ 内部監査の実施について

- ・ 当社は、内部監査の専門部署として代表取締役直属の内部監査室を設置しております。
- ・ 内部監査室は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、当社組織体の経営目標の効果的な達成に役立つことを目的として、合法性と合理性の観点から公正かつ独立の立場で、経営諸活動の遂行状況を検討・評価し、これに基づいて意見を述べ、助言・勧告を行う監査業務及び特定の経営諸活動の支援を行っております。
- ・ 内部監査の結果について代表取締役の承認を受けるとともに、監査役に対して報告を行っております。

④ 監査役の職務の執行について

- ・ 監査役会は15回開催され、監査役3名（うち、社外監査役2名）で構成されており、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っており、監査役会はいつでも取締役及び従業員に対して事業の報告を求めることができるものとしております。さらに、必要に応じて特定の事案に関する調査委員会を監査役会が中心となり発足し、当該事案に関するコンプライアンス等に関する調査を実施しております。
- ・ 常勤監査役は取締役会の他、社内重要会議に出席し、業務執行の状況について直接聴取を行い、経営監視機能の強化及び向上を図っていることに加え、監査法人や内部監査室と連携した監査、当社グループのすべての部署の内部監査の状況の確認を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,297,144	流動負債	2,157,127
現金及び預金	2,805,136	買掛金	132,093
売掛金	255,878	1年内返済予定の長期借入金	41,810
仕掛品	40,621	未払金	314,857
その他	197,231	未払費用	207,523
貸倒引当金	△1,723	未払法人税等	30,278
固定資産	1,041,343	契約負債	1,193,561
有形固定資産	140,310	預り金	203,186
建物及び構築物	136,543	その他	33,816
工具、器具及び備品	148,390	固定負債	52,975
その他	11,021	長期借入金	38,880
減価償却累計額	△155,646	その他	14,095
無形固定資産	243,940	負債合計	2,210,102
ソフトウェア	38,331	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	12,517	株主資本	2,128,044
のれん	191,881	資本金	1,033,456
その他	1,210	資本剰余金	1,015,756
投資その他の資産	657,092	利益剰余金	79,107
投資有価証券	321,534	自己株式	△275
繰延税金資産	265,938	その他の包括利益累計額	341
敷金及び保証金	25,196	その他有価証券評価差額金	341
長期前払費用	44,324		
その他	100	純資産合計	2,128,385
資産合計	4,338,488	負債純資産合計	4,338,488

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,029,292
売上原価	1,189,756
売上総利益	2,839,536
販売費及び一般管理費	3,080,985
営業損失	241,449
営業外収益	
受取利息	29
受取配当金	83
補助金収入	19,082
ポイント収入額	276
その他	1,814
営業外費用	
支払利息	529
株式交付費	83
固定資産圧縮損	7,628
投資事業組合運用損	22,055
その他	1,328
経常損失	251,790
税金等調整前当期純損失	251,790
法人税、住民税及び事業税	49,273
法人税等調整額	△236,663
当期純損失	64,401
親会社株主に帰属する当期純損失	64,401

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,031,168	1,013,468	164,077	△275	2,208,439
会計方針の変更による累積的影響額			△20,568		△20,568
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,031,168	1,013,468	143,509	△275	2,187,870
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	2,287	2,287			4,575
親会社株主に帰属する当期純損失		—	△64,401		△64,401
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	2,287	2,287	△64,401		△59,826
当 期 末 残 高	1,033,456	1,015,756	79,107	△275	2,128,044

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	—	—	2,208,439
会計方針の変更による累積的影響額			△20,568
会計方針の変更を反映した当期首残高	—	—	2,187,870
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)			4,575
親会社株主に帰属する当期純損失			△64,401
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	341	341	341
当 期 変 動 額 合 計	341	341	△59,485
当 期 末 残 高	341	341	2,128,385

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 2社
- ・ 主要な連結子会社の名称 株式会社うるるBPO  
OurPhoto株式会社

##### ② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### その他有価証券

###### (市場価格のない株式等以外のもの)

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

###### (市場価格のない株式等)

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### 有形固定資産（リース資産を除く）

主に定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- 建物及び構築物 8～15年
- 工具、器具及び備品 3～15年

## 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

## リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法を採用しております。なお、主なリース期間は5年です。

## 長期前払費用

均等償却によっております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

### ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

#### 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

## 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

## のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、8年間で均等償却しております。

## 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日公表）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用第30号 2021年3月26日公表）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下のとおりです。

## (1) CGS事業

### ① NJSS

NJSSは、入札情報速報サービス「NJSS」の運営事業であり、当社がクラウドワーカーをディレクションしてインターネット上に公示される官公庁等の入札・落札情報を継続的に収集し、当該情報をデータベース化したものを、クライアントとのデータ利用許諾契約に基づき、継続提供する義務を負っております。

当該データ利用許諾契約においては、企業が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、サービスの提供期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

ただし、入札情報の販売契約においては、当該契約における履行義務は、顧客が納品された入札情報の検収を完了した一時点で充足されるものであり、当該検収時点において収益を認識しております。また、入札参加資格の取得支援サービス契約においては、当該契約における履行義務は、資格申請書類を顧客へ納品した一時点で充足されるものであり、当該納品時点において収益を認識しております。

### ② fondesk

fondeskは、クラウドワーカーを活用した電話受付代行サービス事業であり、ユーザーとのサービス利用契約に基づき、ユーザーに対して電話受付代行サービスを提供する義務を負っております。

当該サービス利用契約においては、企業が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、サービスの提供期間に応じて均等配分し、収益を認識しております。

### ③ フォト

フォトは、幼稚園/保育園向けの写真販売管理システム「えんフォト」と出張撮影マッチングサービス「OurPhoto」の運営事業から構成されております。

えんフォトは、幼稚園教諭/保育士又は当社が派遣したクラウドワーカー（フォトグラファー）が撮影した写真画像データを写真販売管理システムにアップロードし、顧客（園事業者）とのサービス利用契約に基づき、写真販売管理システムを通じた写真画像データ及び画像データの加工物を引き渡す義務を負っております。

当該契約における履行義務は、写真画像データ及び画像データの加工物を顧客（園事業者）の指定したユーザー（保護者）へ引渡した一時点で充足されるものであり、当該引渡し時点において収益を認識しております。

なお、写真データの加工物の収益認識については、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取り扱いを運用し、出荷時点において収益を認識しております。

OurPhotoは、顧客とのサービス利用契約に基づき、出張撮影マッチングサイトにおいて写真を撮ってもらいたい顧客（ユーザー会員）とクラウドワーカー（フォトグラファー）のマッチング機会の提供及び顧客に対する役務提供の義務を負っております。

当該履行義務は、出張撮影マッチングサイトにおいてマッチングが成立し、顧客に対する役務提供が完了した時点で充足されるものであり、当該業務に係る検収完了時点において収益を認識しております。

なお、当該事業は代理人としての性質が強いと判断されるため、当社が提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する費用を控除した純額を計上しております。

## (2) BPO事業

BPO事業は、当社連結子会社が保有する社内施工部門、クラウドワーカー、国内外の協力会社といった社内外のリソースを活用し、紙面情報の電子化を行うスキャンやデータ入力、システム開発受託、メーリングサービス、キャンペーン事務局代行等、顧客のノンコア業務を受託する総合型アウトソーシング事業であり、顧客との業務委託契約に基づき、顧客に対して受託した業務に係る成果物（データ、システムへの直接入力、紙の書類等）の納品、又は役務の提供により契約上の受け渡し条件を充足する義務を負っております。

当該契約においては、顧客が納品された成果物の検収を完了した一時点で充足されるものであり、当該検収時点において収益を認識しております。

## (3) クラウドソーシング事業

クラウドソーシング事業は、クラウドソーシング・プラットフォーム「シュフティ」の運営事業であり、顧客とのサービス利用契約に基づき、クラウドソーシング・プラットフォームにおいて仕事をしてもらいたい顧客と仕事をしたいクラウドワーカーのマッチング機会の提供及び顧客に対する役務提供の義務を負っております。

当該履行義務はクラウドソーシング・プラットフォームにおいてマッチングが成立し、顧客に対する役務提供が完了した一時点で充足されるものであり、当該業務に係る検収完了時点において収益を認識しております。

なお、当該事業は代理人としての性質が強いと判断されるため、当社が提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する費用を控除した純額を計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来納品時に収益を認識しておりました一部の取引について、顧客の検収時に収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」及び「その他」の一部は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書は売上高が274千円増加、売上原価が5,575千円減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ5,849千円減少しております。

前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の期首残高は20,568千円減少しております。

### (時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

#### (連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「リース資産」(前連結会計年度6,801千円)については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「投資有価証券」(前連結会計年度500千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) のれんの評価

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 191,881千円 (減損一千円)

##### ② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループでは、企業結合で発生したのれんを支配獲得日(取得日)に資産として認識しています。のれんは、取得対価の公正価値が、支配獲得日における識別可能資産及び負債の正味売却価額を上回る場合にその超過額として測定されます。

なお、取得対価は事業計画を前提とした将来キャッシュ・フローに超過収益力を含めて決定しております。

のれんは、企業結合によるシナジーを享受できると見込まれる資金生成単位グループに配分され、その効果が及ぶ期間にわたって償却されます。また取得時に見込んだ超過収益力が将来にわたって発現するかに着目し、事業計画に基づく売上高及び営業損益の達成状況をモニタリングすることによって、のれんの減損の兆候の把握、減損損失の認識の判断を行っております。

主要な仮定は、当該子会社の事業計画における将来キャッシュ・フローの見積りに使用されるシナジー効果等による販売数量の拡大及び市場の成長率になります。

##### ③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定について、経営者は妥当と判断しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化すれば減損損失が計上される可能性があります。

## (2) 繰延税金資産の回収可能性

### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 265,938千円

### ② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

#### ア) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社及び連結子会社は、繰延税金資産の回収可能性について、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社の分類、一時差異の将来解消見込年度のスケジューリングなど将来の課税所得の十分性を考慮して判断し繰延税金資産を計上しています。

#### イ) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社及び連結子会社の将来の課税所得については、事業計画に基づきその発生時期及び金額を見積っております。特に当社の課税所得の見積は、将来の事業計画を基礎としており、そこでの主要な仮定は、CGS事業NJSSの有料契約件数の見込みになります。

#### ウ) 翌年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定について、経営者は妥当と判断しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化すれば繰延税金資産の評価が異なる可能性があります。

(注) 新型コロナウイルス感染症の収束時期を見通すことは困難な状況ですが、現時点において入手可能な情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性等の評価等を見積りを行っており、翌連結会計年度の当社グループの財政状態、経営成績に与える影響は軽微であると考えております。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

圧縮国庫補助金受入れによる有形固定資産の圧縮記帳額は、建物及び構築物6,236千円、工具器具及び備品1,392千円であり、取得価額より減額しております。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,425,500	3,482,500			—	6,908,000

増加数の内訳は次のとおりであります。

2021年10月1日付株式分割（1株につき2株の割合） 3,451,000株  
新株予約権の行使 31,500株

(2) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

13,000株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、余剰資金を事業に投資するまでの待機資金と位置づけ、その流動性を維持するため短期的な預金等に限定しております。また、資金調達については、必要に応じて銀行借入や第三者割当増資等を行う方針であります。このほか、デリバティブ取引については行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、返済予定日は最長で決算日後2年であります。これらは金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは債権管理規程に従い、営業債権について各事業部門における主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

イ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価値のない株式等は、次表には含めておりません（※1）をご覧ください。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券（※1）	5,478	5,478	—
資産計	5,478	5,478	—
長期借入金（※2）	80,690	80,690	—
負債計	80,690	80,690	—

### （※1）市場価格のない株式等

区 分	連結貸借対照表計上額（千円）
投資事業有限責任組合出資金	315,556
非上場株式	500

### （※2）長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年内（千円）	1年超2年内（千円）
長期借入金	41,810	38,880

## (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	時 価 (千 円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投 資 有 価 証 券				
上 場 株 式	5,478	—	—	5,478
資 産 計	5,478	—	—	5,478

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価 (千 円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
長 期 借 入 金	—	80,690	—	80,690
負 債 計	—	80,690	—	80,690

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で当社が保有している投資事業有限責任組合出資金、非上場株式は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント						合 計
	CGS事業 NJSS	CGS事業 fondesk	CGS事業 フォト	CGS事業 その他	BPO事業	クラウドソーシング業	
一時点で移転される財及びサービス	12,971	—	464,874	—	1,081,690	30,068	1,589,604
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	1,984,820	454,669	197	—	—	—	2,439,687
顧客との契約から生じる収益	1,997,792	454,669	465,072	—	1,081,690	30,068	4,029,292
外部顧客への売上高	1,997,792	454,669	465,072	—	1,081,690	30,068	4,029,292

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度	
	期首残高 (千円)	期末残高 (千円)
顧客との契約から生じた債権	135,760	255,878
契約負債	978,892	1,193,561

(注) 1. 契約負債は、主にCGS事業 (NJSS) にかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。  
2. 契約負債の増減は、主として前受金の受取り (契約負債の増加) と収益認識 (同、減少) により生じたものであります。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年以内	1,025,935
1年超2年以内	137,230
2年超3年以内	30,321
3年超	73
合計	1,193,561

### 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 308円12銭

(2) 1株当たり当期純損失 9円37銭

(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式を1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純損失を算定しております。

### 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,726,669	流動負債	1,938,569
現金及び預金	2,475,545	買掛金	46,906
売掛金	92,171	1年以内返済長期借入金	20,000
前払費用	72,228	未払金	279,418
その他	88,213	未払費用	156,786
貸倒引当金	△1,490	未払法人税等	30,098
固定資産	1,255,740	契約負債	1,180,170
有形固定資産	35,007	預り金	200,072
建物附属設備	43,829	その他	25,117
工具、器具及び備品	67,825	固定負債	20,000
減価償却累計額	△76,647	長期借入金	20,000
無形固定資産	30,057	負債合計	1,958,569
ソフトウェア	16,589	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	12,517	株主資本	2,023,839
その他	950	資本金	1,033,456
投資その他の資産	1,190,674	資本剰余金	1,015,756
投資有価証券	316,056	資本準備金	1,015,756
関係会社株式	318,759	利益剰余金	△25,097
長期貸付金	250,000	その他利益剰余金	△25,097
敷金及び保証金	10,554	繰越利益剰余金	△25,097
長期前払費用	41,514	自己株式	△275
繰延税金資産	250,456	純資産合計	2,023,839
その他	3,333		
資産合計	3,982,409	負債純資産合計	3,982,409

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		2,857,535
売 上 原 価		425,902
売 上 総 利 益		2,431,632
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,553,627
営 業 損 失		121,995
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,524	
ポ イ ン ト 収 入 額	276	
自 動 販 売 機 等 設 置 料 収 入	1,164	
そ の 他	366	4,332
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	172	
株 式 交 付 費	83	
投 資 事 業 組 合 運 用 損 失	22,055	
そ の 他	1,280	23,592
経 常 損 失		141,255
税 引 前 当 期 純 損 失		141,255
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	48,142	
法 人 税 等 調 整 額	△250,456	△202,313
当 期 純 利 益		61,058

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	1,031,168	1,013,468	1,013,468	△86,155	△86,155	△275	1,958,206	1,958,206
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	2,287	2,287	2,287				4,575	4,575
当 期 純 利 益				61,058	61,058		61,058	61,058
当 期 変 動 額 合 計	2,287	2,287	2,287	61,058	61,058	—	65,633	65,633
当 期 末 残 高	1,033,456	1,015,756	1,015,756	△25,097	△25,097	△275	2,023,839	2,023,839

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### ① 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### ② 固定資産の減価償却の方法

##### ア 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 4～10年

##### イ 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ウ 長期前払費用

均等償却によっております。

#### ③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

#### ④ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

## 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日公表）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用第30号 2021年3月26日公表）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下のとおりです。

### (1) CGS事業

#### ① NJSS

NJSSは、入札情報速報サービス「NJSS」の運営事業であり、当社がクラウドワーカーをディレクションしてインターネット上に公示される官公庁等の入札・落札情報を継続的に収集し、当該情報をデータベース化したものを、クライアントとのデータ利用許諾契約に基づき、継続提供する義務を負っております。

当該データ利用許諾契約においては、企業が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、サービスの提供期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

ただし、入札情報の販売契約においては、当該契約における履行義務は、顧客が納品された入札情報の検収を完了した一時点で充足されるものであり、当該検収時点において収益を認識しております。また、入札参加資格の取得支援サービス契約においては、当該契約における履行義務は、資格申請書類を顧客へ納品した一時点で充足されるものであり、当該納品時点において収益を認識しております。

#### ② fondesk

fondeskは、クラウドワーカーを活用した電話受付代行サービス事業であり、ユーザーとのサービス利用契約に基づき、ユーザーに対して電話受付代行サービスを提供する義務を負っております。

当該サービス利用契約においては、企業が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、サービスの提供期間に応じて均等配分し、収益を認識しております。

### ③ フォト

フォトは、幼稚園/保育園向けの写真販売管理システム「えんフォト」と出張撮影マッチングサービス「OurPhoto」の運営事業から構成されております。

えんフォトは、幼稚園教諭/保育士又は当社が派遣したクラウドワーカー（フォトグラファー）が撮影した写真画像データを写真販売管理システムにアップロードし、顧客（園事業者）とのサービス利用契約に基づき、写真販売管理システムを通じた写真画像データ及び画像データの加工物を引き渡す義務を負っております。

当該契約における履行義務は、写真画像データ及び画像データの加工物を顧客（園事業者）の指定したユーザー（保護者）へ引渡した一時点で充足されるものであり、当該引渡し時点において収益を認識しております。

なお、写真データの加工物の収益認識については、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取り扱いを運用し、出荷時点において収益を認識しております。

### (2) クラウドソーシング事業

クラウドソーシング事業は、クラウドソーシング・プラットフォーム「シュフティ」の運営事業であり、顧客とのサービス利用契約に基づき、クラウドソーシング・プラットフォームにおいて仕事をしてもらいたい顧客と仕事をしたいクラウドワーカーのマッチング機会の提供及び顧客に対する役務提供の義務を負っております。

当該履行義務はクラウドソーシング・プラットフォームにおいてマッチングが成立し、顧客に対する役務提供が完了した一時点で充足されるものであり、当該業務に係る検収完了時点において収益を認識しております。

なお、当該事業は代理人としての性質が強いと判断されるため、当社が提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する費用を控除した純額を計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来納品時に収益を認識しておりました一部の取引について、顧客の検収時に収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」及び「その他」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

### (時価の算定に関する会計基準の適用)

#### 「時価の算定に関する会計基準」

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

#### (貸借対照表関係)

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「投資有価証券」(前事業年度500千円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしております。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 関係会社株式の評価

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 318,759千円(減損一千円)

(うち、子会社であるOurPhoto社株式 258,759千円)

##### ② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社株式は取得価額をもって貸借対照表価額とし、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により、実質価額が著しく低下したときは相当の減損処理を行っておりますが、子会社であるOurPhoto株式会社について、実質価額の著しい低下がないことから減損処理を行っておりません。

実質価額は当該株式の発行会社の純資産額を基礎とし、超過収益力を反映させております。超過収益力は、株式取得時の当該子会社の純資産価額と実際の取得価額の差額を基礎として算出し、超過収益力の減少に基づく実質価額の著しい低下の有無を検討しております。

超過収益力の減少に基づく実質価額の著しい低下の有無の検討に重要な影響を与える主要な仮定は、当該子会社の事業計画における将来キャッシュ・フローの見積りに使用される、シナジー効果等による販売数量の拡大及び市場の成長率になります。

##### ③ 翌年度の計算書類に与える影響

上記主要な仮定について、経営者は妥当と判断しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化すれば超過収益力の減少に基づく実質価額の著しい低下の有無の検討結果が異なる可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 250,456千円

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報  
連結注記表に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

連結注記表に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

(注) 新型コロナウイルス感染症の収束時期を見通すことは困難な状況ですが、現時点において入手可能な情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性等の評価等を見積りを行っており、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績に与える影響は軽微であると考えております。

5. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	9,305千円
② 長期金銭債権	253,333千円
③ 短期金銭債務	377千円
④ 長期金銭債務	－千円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 2,444千円

仕入高 ー千円

その他の営業取引高 51,370千円

営業取引以外の取引高 2,499千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 256株

(2) 自己株式の期中変動

2021年10月1日付株式分割 128株  
(1株につき2株の割合)

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	215,694千円
未払賞与	19,957千円
株式報酬費用否認	6,790千円
敷金償却否認	5,300千円
未払事業税	3,939千円
その他	4,321千円
繰延税金資産小計	256,005千円
評価性引当額	△5,548千円
繰延税金資産の純額	250,456 円

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	OurPhoto 株式会社	所有 直接100%	資金の貸付 経営管理 役員の兼任	資金の貸付(注)	—	長期貸付金	250,000
				利息の受取	2,499	投資その他の 資産 その他	3,333

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

## 10. 収益認識に関する注記

### (1) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ④ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 292円98銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 8円88銭

(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式を1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純利益を算定しております。

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社うるる  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 入江 秀雄  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西口 昌宏

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社うるるの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社うるる及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社うるる  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 入江 秀雄

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西口 昌宏

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社うるるの2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、関係部門の取締役及び使用人等から子会社管理の状況に関し報告を受けるとともに、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社うるる 監査役会  
常勤監査役 鈴木 秀 和 ⑩  
社外監査役 鈴木 規 央 ⑩  
社外監査役 柳 澤 美 佳 ⑩

以 上



現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p data-bbox="810 259 882 293"><u>附則</u></p> <p data-bbox="831 360 1374 394">(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p data-bbox="810 405 1457 696">1 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="810 707 1457 853">2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="810 864 1457 1010">3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	ほし とも や 星 知 也 (1976年10月1日生)	1995年10月 株式会社テレマーカー入社 1999年4月 シーズングローバルワークス株式会社入社 2003年10月 当社代表取締役社長就任(現任) 2013年5月 PT. ULURU BALI 監査役就任	1,309,400株
2	おけ やま ゆう へい 桶 山 雄 平 (1980年9月29日生)	2005年5月 当社入社 2005年11月 当社監査役就任 2010年10月 当社取締役副社長就任(現任) 2014年10月 株式会社うるるBPO代表取締役社長就任(現任) 2015年4月 当社取締役副社長兼管理本部長就任 (重要な兼職の状況) 株式会社うるるBPO代表取締役社長	429,100株
3	なが や よう すけ 長 屋 洋 介 (1978年10月31日生)	2002年4月 株式会社野村総合研究所入社 2005年5月 株式会社ブロードテック入社 2010年10月 当社取締役就任 2015年4月 当社取締役第2事業本部長就任 2019年4月 当社取締役シュフティ事業担当役員就任 2020年10月 当社取締役IT戦略・リスク管理担当役員就任(現任)	208,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	こばやし しんすけ 小林 伸輔 (1980年7月27日生)	2003年4月 学校法人日本航空学園入社 2006年4月 株式会社アルバイトタイムス入社 2007年11月 当社入社 2010年10月 当社取締役就任 2015年4月 当社取締役第1事業本部長就任 2017年4月 当社取締役PR/人事戦略推進担当就任 2018年4月 当社取締役人事本部長就任 2019年4月 当社取締役採用・広報担当役員就任 2021年4月 当社取締役ブランド戦略担当役員就任(現任)	184,200株
5	こんどう ひろかず 近藤 浩計 (1983年3月6日生)	2005年4月 商工組合中央金庫(現株式会社商工組合中央金庫)入庫 2009年2月 独立行政法人中小企業基盤整備機構入社 2010年10月 みずほコーポレートアドバイザー株式会社入社 2014年2月 中国信託商業銀行股份有限公司入社 2015年4月 当社入社 2018年2月 当社執行役員管理本部長就任 2018年6月 当社取締役管理本部長就任 2019年4月 当社取締役財務経理担当役員就任 2020年12月 OurPhoto株式会社取締役就任(現任) 2021年7月 株式会社リクシス社外監査役(現任) 2022年4月 当社取締役Co-CFO IR担当役員就任(現任)	22,400株
6	わたなべ たかひこ 渡邊 貴彦 (1984年11月7日生)	2007年4月 株式会社アルバイトタイムス入社 2010年1月 当社入社 2012年4月 当社NJSS事業部長就任 2017年4月 当社執行役員第1事業本部長兼新規事業開発部長就任 2019年4月 当社執行役員NJSS事業担当兼NJSS事業部長就任 2019年6月 当社取締役NJSS事業担当役員就任 2021年10月 当社取締役Govtech事業(NJSS事業含む)担当役員就任(現任)	52,400株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
7	いち かわ たか ひろ 市川 貴 弘 (1977年7月25日生)	<p>2002年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社(現 大和証券株式会社)入社</p> <p>2006年2月 バリュウ・フィールド株式会社設立 代表取締役就任(現任)</p> <p>2007年3月 市川貴弘税理士事務所開所 代表就任</p> <p>2007年12月 市川貴弘行政書士事務所開所 代表就任(現任)</p> <p>2008年2月 ファン・バリュウ株式会社設立 代表取締役就任(現任)</p> <p>2008年10月 税理士法人市川会計設立 代表社員就任(現任)</p> <p>2013年5月 オーマイグラス株式会社監査役就任(現任)</p> <p>2014年10月 株式会社ウィルワークス設立 取締役就任</p> <p>2015年4月 株式会社 Stardust Communications 監査役就任(現任)</p> <p>2015年5月 株式会社BEARTAIL(現 株式会社TOKIUM) 監査役就任(現任)</p> <p>2015年12月 株式会社trippiece 監査役就任</p> <p>2016年6月 当社社外取締役就任(現任)</p> <p>2017年6月 株式会社ライフスタイルデザイン(現 株式会社 FABRIC TOKYO) 監査役就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>バリュウ・フィールド株式会社代表取締役 市川貴弘行政書士事務所代表 ファン・バリュウ株式会社代表取締役 税理士法人市川会計代表社員 オーマイグラス株式会社社外監査役 株式会社Stardust Communications社外監査役 株式会社TOKIUM社外監査役 株式会社FABRIC TOKYO社外監査役</p>	2,500株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
8	まつ おか たけ し 松岡剛志 (1977年10月7日生)	2001年4月 ヤフー株式会社入社 2007年12月 株式会社ミクシィ入社 2012年7月 株式会社ミクシィ執行役員 最高技術責任者・システム 本部長就任 2013年6月 株式会社ミクシィ取締役最 高技術責任者就任 2015年4月 株式会社Viibar最高技術責 任者就任 2016年6月 株式会社レクター設立 代 表取締役就任 (現任) 2018年6月 当社社外取締役就任 (現 任) 2019年9月 一般社団法人日本CTO協会 設立 代表理事就任 (現 任) (重要な兼職の状況) 株式会社レクター代表取締役 一般社団法人日本CTO協会代表理事	4,400株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 市川貴弘氏及び松岡剛志氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1) 市川貴弘氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は長年、税理士やコンサルタントとして活躍するなど、財務や税務に関する知識や経験を有しており、当社社外取締役就任以来、経営に関する客観的かつ的確な助言をいただいております。引き続き、社外取締役として経営を監督いただくことが、当社の継続的な成長に寄与するものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 松岡剛志氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は長年、インターネットを利用したサービス分野における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社社外取締役就任以来、経営に関する客観的かつ的確な助言をいただいております。引き続き、社外取締役として経営を監督いただくことが、当社の継続的な成長に寄与するものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 市川貴弘氏及び松岡剛志氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって市川貴弘氏が6年、松岡剛志氏が4年となります。
5. 当社は市川貴弘氏及び松岡剛志氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金2,000万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としており、市川貴弘氏及び松岡剛志氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は市川貴弘氏及び松岡剛志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の概要等は「事業報告 (3) 会社役員 の状況 ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

(ご参考) 株主総会後の取締役・監査役のスキルマトリックス (予定)

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役・監査役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	役職	独立 役員	経営 全般	事業戦略 マーケティング 新規事業開発	ファイナンス 会計	M&A	IT DX	組織人事 人材開発	PR IR	法務 コンプライアンス
星 知也	代表取締役 社長		○	○		○		○		
桶山 雄平	取締役 副社長		○	○						
長屋 洋介	取締役						○			○
小林 伸輔	取締役							○	○	
近藤 浩計	取締役				○	○			○	○
渡邊 貴彦	取締役			○						
市川 貴弘	社外取締役	○	○		○					
松岡 剛志	社外取締役	○	○	○			○			
鈴木 秀和	監査役		○		○					○
鈴木 規央	社外監査役	○			○	○				○
柳澤 美佳	社外監査役	○								○

以 上